

クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

- 日頃より、クロマグロの資源管理にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
- 令和7年2月及び3月に開催されました「**広域漁業調整委員会**」におきまして、漁業法第121条第1項に基づき、**令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間、クロマグロを採捕する遊漁者**に対しまして、下記の**指示が発動**されました。
- 指示内容に違反し、農林水産大臣からの命令にも従わなかった場合には、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処される場合がありますので、ご留意願います。

《 広域漁業調整委員会の指示内容 》

※水産庁ホームページ抜粋

(1) 小型魚（30kg未満）の採捕の制限について																											
周年採捕禁止 です。 意図せず採捕した場合には、直ちに海中にリリースしてください。																											
(2) 大型魚（30kg以上）の管理措置について																											
年間採捕数量	これまで 40トン これから（R7.4.1～） 60トン																										
採捕上限の設定	複数月での設定 毎月均等に設定																										
大型魚のバッグリミット（保有限制）	1人1日1尾まで 1人毎月1尾まで																										
採捕報告の期限	陸揚げ後3日以内 陸揚げ後1日以内																										
虚偽報告抑止策	二重認証システム（電話番号認証）																										
委員会指示の有効期間	1年間（R6.4.1～R7.3.31） 2年間（R7.4.1～R9.3.31）																										
新しく追加された採捕報告の内容	<table border="0"> <tr> <td>追加項目</td> <td>提出書類</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○尾さ長（ふん端から尾さまでの長さ）  尾さ長計測方法 ○陸揚げ場所（港、マリーナ等） ○計量方法（秤、目測等） ○遊漁船登録番号（遊漁船を利用した場合） ○船舶番号又は船舶検査済票の番号（プレジャーボートを利用した場合） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○尾さ長が確認できる写真（メジャーを添えるなど） ○本人確認写真（免許証等） </td> </tr> </table>	追加項目	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ○尾さ長（ふん端から尾さまでの長さ）  尾さ長計測方法 ○陸揚げ場所（港、マリーナ等） ○計量方法（秤、目測等） ○遊漁船登録番号（遊漁船を利用した場合） ○船舶番号又は船舶検査済票の番号（プレジャーボートを利用した場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ○尾さ長が確認できる写真（メジャーを添えるなど） ○本人確認写真（免許証等） 																						
追加項目	提出書類																										
<ul style="list-style-type: none"> ○尾さ長（ふん端から尾さまでの長さ）  尾さ長計測方法 ○陸揚げ場所（港、マリーナ等） ○計量方法（秤、目測等） ○遊漁船登録番号（遊漁船を利用した場合） ○船舶番号又は船舶検査済票の番号（プレジャーボートを利用した場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ○尾さ長が確認できる写真（メジャーを添えるなど） ○本人確認写真（免許証等） 																										
(3) 時期別採捕数量																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>R7年 4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>R8年 1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>5トン</td> <td>5トン</td> <td>5トン</td> <td>5トン</td> <td>5トン</td> <td>5トン</td> <td>5トン</td> <td>5トン</td> <td>5トン</td> <td>5トン</td> <td>5トン</td> <td>5トン</td> </tr> </tbody> </table>	時期	R7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8年 1月	2月	3月	数量	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	<ul style="list-style-type: none"> ○採捕数量が上記の時期別の数量を超えるおそれがある場合、その時期中は採捕禁止となることが公示されます。 ○全体の採捕数量が60トンを超えるおそれがある場合、令和8年3月31日まで採捕禁止となることが公示されます。 ○採捕禁止期間中はクロマグロを狙ってのキャッチ&リリースを前提とした釣りもしないでください。クロマグロ以外の魚を対象とした釣りをしていて、クロマグロが針にかかった場合は直ちにリリースしてください。
時期	R7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8年 1月	2月	3月															
数量	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン															

- 詳細につきましては、**水産庁のホームページ**をご覧ください。
「遊漁の部屋（<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>）」
- 遊漁者や遊漁船業者の皆様には、漁業者の資源管理の取組にご配慮いただき、**大型のクロマグロであっても、引き続き、採捕を自粛されますようご協力をお願い**します。